

本学における自己点検・評価

－これまでの取り組み・現在の体制・これからの諸事業等の展開－

1. これまでの自己点検・評価への取り組み

－大学基準協会による「相互評価」ならびに「認証評価」の取得－

本学では、教育事業と研究活動のさらなる向上を目指し、また管理運営の健全化を図ること等を目的に、1992（平成 4）年より自己点検・評価に関する学内諸規程の整備をはじめるとともに、学生と教員に対する授業アンケート、さらに教員の教育・研究活動調査等を実施してきた。

これらの自己点検・評価のための諸事業・活動をふまえ、1997（平成 9）年に（財）大学基準協会への加盟判定審査の申請を行い、同年、正会員校としての加盟が承認されている。

さらに、本学では、（財）大学基準協会相互評価申請統括委員会（事務組織として第三者評価対応事務室）を設けて、2004（平成 16）年 1 月に（財）大学基準協会に対し「相互評価」の申請を、さらに同年 9 月に「認証評価」について申請を行い、2005（平成 17）年 3 月に同協会の定める大学基準に適合している旨の承認を受けた。なお、認定期間は、2005 年 4 月から 2012（平成 24）年 3 月末までの 7 年間である。

2. 自己点検・評価の体制

本学では、（財）大学基準協会による「相互評価」ならびに「認証評価」の取得にとどまらず、これを契機として、大学全体として、そして学部及び研究科（キャンパス単位）レベルにおける自己点検・評価の体制整備を行った。これは、本学の自己点検・評価事業を、より体系的であり、実効性のあるものとするだけでなく、自己点検・評価事業を「不断の改革・改善」のための方法の一つに位置づけたことを意味するものでもある。

大学全体の自己点検・評価については、「淑徳大学 自己点検・評価規程」により大学協会のもとに淑徳大学自己点検・評価委員会が設置され、2 学部と 2 研究科を含めた大学全体の点検・評価を統括している。

なお、本学は、千葉キャンパス（千葉県千葉市の社会学部〔平成 17 年 4 月より総合福祉学部に変更〕及び社会学研究科〔同じく総合福祉研究科に変更〕）とみずほ台キャンパス（埼玉県入間郡三芳町の国際コミュニケーション学部及び国際経営・文化研究科）に分散しているため、キャンパスごとに各々の学部規程により自己点検・評価委員会を設けている。

淑徳大学自己点検・評価委員会は、その業務を遂行するために、各種「作業委員会」等を設けることができるとされている。本年報の編集委員会もその一つである。平成 17 年度に実施された学生生活実態調査の実施委員会、数年後に予定される専任教員の教育・研究活動を取りまとめた「研究年報」の編集委員会も自己点検・評価委員会の作業委員会に位置づけられるものである。

3. 自己点検・評価に関する諸事業の展開

本学の自己点検・評価事業のあらまは、次のように整理することができる。

①「大学年報－自己点検・評価年次報告書－」の編集・作成

みずほ台キャンパスでは、大学基準協会に正会員校として加盟以来、(財)大学基準協会の点検・評価項目に対応する「年次報告書」を毎年発行してきた。千葉キャンパスでは、これに類するものがなかった。今般、(財)大学基準協会から相互評価ならびに認証評価を取得したことを受け、大学としての自己点検・評価事業の年次報告書を「大学年報」として、平成16年度版以降、毎年発行することとなった。ただし、(財)大学基準協会の定める自己点検・評価項目のすべてについて扱うのではなく、「大学年報」の第二部において、「大学基準協会の定める自己点検・評価項目について、3年サイクルで網羅できるように」点検・評価を実施することとしている。なお、点検・評価の方法は(財)大学基準協会の方式に準拠することとなっている。また、「大学年報」の第三部では(財)大学基準協会からの提出要請が見込まれる「大学基礎データ」のみならず、本学の特徴的な諸データも合わせて毎年分掲載している。

なお、「大学年報」の第一部においては、当該年度の本学の「教育事業の成果と研究活動の実績及び社会貢献活動」等のあらましを紹介してある。

②「学生生活実態調査」の実施、報告書の編集・作成

本学では、学部生を対象にした「学生生活実態調査」を4年ごとに、これまでに3回実施している。本学における学生生活実態調査の位置づけは、学生諸君に提供する授業等の各種の教育サービスに対する学生諸君からの評価を受け、教育サービスのあり方の改善策を講ずるための基礎データの収集が主たる目的である。また、学生諸君の通学や課外活動等を含めたキャンパスライフ全般に関する実状の把握と学生ニーズの発掘も目指している。

平成17年度は第4回目の実施年にあたり、自己点検・評価委員会の下部組織である学生生活実態調査実施委員会が組織され、調査票の配布と回収がなされ、年度内に報告書を編集・発行することとなっている。実態調査の結果のあらましについては、平成17年度版の「大学年報」に搭載される予定である。

③「大学研究年報」の編集・作成

専任教員の研究活動等の取りまとめに関しては、両キャンパスともに担当事務部署が、毎年、調査を実施し論文執筆や調査研究活動の状況等の研究業績資料を蓄積している。みずほ台キャンパスでは、これらの個別教員ごとの研究業績について、これまで毎年「年次報告書」に搭載し公表してきている。それに対して、千葉キャンパスでは、5年ごとに学部としての「研究年報」を(これまでに2回)発行してきている。

専任教員の研究活動の公表の方法がキャンパスによって異なるという現状を改めるために、専任教員の研究活動実績の大学全体の報告書を「(仮称)淑徳大学研究年報」として発行することとしている。発行予定は平成20年度である。

④授業アンケートの実施

千葉キャンパスでは「授業に関する自己点検・評価の概要」、みずほ台キャンパスでは「授業アンケート集計結果報告書」が毎年発行されている。これらも本学の自己点検・評価事業の一部に位置づけることができよう。

授業アンケートは、科目別学生アンケートと科目別教員アンケートから成っている。その目的は、「授業についての全体的評価」、「授業に対する学生の評価を公開し教育の活性化・高度化に役立てる」、「授業に対する学生の要望に対する、個々の教員の対応を明らかにする」、「授業に関する学生の満足度を把握し、学部教育全体の向上を目指す」ところにある。

4. 自己点検・評価の教育事業ならびに研究活動への反映

本学では、(財) 大学基準協会の点検・評価項目に基づいて毎年実施される点検・評価、さらに学生生活実態調査等の各種の調査活動等から獲得される諸データから析出される改革・改善のための諸課題について、大学全般に関する事項については学長の諮問機関（スタッフ機関）である大学政策会議の協議・検討を経て大学協議会において議され、具体的な改革・改善策が講じられることとなっている。また、キャンパス単位の事項については、学部長の諮問機関である学部運営協議会における協議・検討を経て学部教授会ならびに研究科委員会において議され、実際の改革・改善策が講じられることになっている。このような意思決定の仕組みを採用しているのは、大学・学部等を取り巻く環境の激変に対し迅速に対応せんがためである。

なお、学生生活実態調査のような学生から直接収集した「学生のニーズや声」に対しては、従来から、できる限り速やかに要望事項に対する回答を公表することとしている。